

令和8年度大阪市における AI アセスメント手法及び運用設計支援業務委託募集要項
(公募型プロポーザル)

1 案件名称

令和8年度大阪市における AI アセスメント手法及び運用設計支援業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

近年、AI 技術は急速に進展し、従来からの文書作成、情報整理にとどまらず、画像・動画生成や自律的処理を行う AI エージェント等、新たな技術・活用形態が次々と生まれている。

国においても、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律 (AI 法)、人工知能基本計画、人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針、行政の進化と革新のための生成 AI の調達・利活用に係るガイドラインといった、AI の利活用とリスク対策の両立を目的とした制度整備が急速に進んでいる。

本市における AI 利活用については、令和6年度以降は生成 AI を活用した文書作成支援機能の庁内展開、RAG (Retrieval-Augmented Generation) による専門分野への生成 AI 活用の実証、問い合わせが多い業務への AI 電話を用いた自動応答システムの導入等の取り組みを実施している。また、令和6年3月に「大阪市生成 AI 利用ガイドライン」(随時改正) を策定し、令和8年3月には「大阪市 AI 活用基本方針」を策定するなど、AI 利用に伴うリスクへ適切に対応しながら、適切かつ責任ある AI 活用の推進に取り組んでいる。

こうした状況のもと、AI の利活用を進めるだけでなく、AI の導入・利用にあたり、利用目的、利用データ及び AI の特性に起因するリスクを網羅的に特定・評価し、講じる対策の妥当性・有効性を客観的に評価するプロセス (以下「AI アセスメント」という。) を設けることで、「大阪市 AI 活用基本方針」に掲げる、透明性、説明責任、提供責任等の各原則を確実に実行していく必要がある。

(2) 業務内容

別紙1「業務委託仕様書」のとおり

(3) 事業規模 (契約上限額)

金 22,000,000 円 (消費税及び地方消費税含む)

(4) 契約期間

令和8年8月中旬 ~ 令和9年1月15日

(5) 履行場所

本市指定場所

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 スケジュール

・公募開始	令和8年5月29日
・質問受付締切	令和8年6月9日
・質問に対する回答	令和8年6月19日
・参加申請関係書類の提出期限	令和8年6月25日
・参加資格決定通知	令和8年6月30日
・企画提案書の提出期限	令和8年7月6日
・選定結果通知	令和8年7月下旬以降
・契約締結・事業開始	令和8年8月中旬
・事業完了	令和9年1月15日

4 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙2「業務委託契約書(案)」のとおり

(4) 契約保証金

契約保証金 要

ただし、大阪市契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。

保証人 不要

(5) 再委託について

別紙1「業務委託仕様書」のとおり

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

5 応募資格

次に掲げる条件のすべてに該当すること。なお、応募は単独の法人に限り、共同企業体等の参加は認めない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること

(2) プロポーザル参加申請時において、令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿において業務委託種目「10 情報処理-01 情報処理-06 その他情報処理」又は「13 その他代行-17 各種施策研究・調査-01 各種施策研究・調査」に登録があること

(3) プロポーザル参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと

(4) プロポーザル参加申請時において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア 受付期間

公募開始日から令和8年6月25日午後5時30分まで

イ 提出書類

別紙3「公募型プロポーザル参加申請書」

ウ 提出部数

1部

エ 提出方法

電子メール、郵便等又は持参により、担当(9に同じ。)あて受付期間内に必着のこと。

- ・電子メールによる提出は、件名を「参加申請：令和8年度大阪市におけるAIアセスメント手法及び運用設計支援業務委託」として送信のうえ、電話で受信確認(休日(大阪市の休日を定める条例(平成3年大阪市条例第42号)第1条に掲げる本市の休日(以下「休日」という。))を除く午前9時から午後5時30分まで(午後0時15分から午後1時までの間を除く。))を行うこと。

- ・郵便等(大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)第25条第2項に規定する郵

便又は信書便をいう。以下同じ。)による提出は、書留郵便等送付の記録が残る方法によること。

- ・持参による提出は、休日を除く午前9時から午後5時30分までの間（午後0時15分から午後1時までの間を除く。）とする。

オ 提出場所

担当（9に同じ。）。

カ 参加資格決定通知

令和8年6月30日に電子メールにより通知する。

(2) 関係資料の閲覧

企画提案書の作成においては、国または本市ホームページに掲載されている資料を参考にすること。なお、公募期間における貸与資料はない。

国・省庁等におけるドキュメント

デジタル社会の実現に向けた重点計画

人工知能基本計画

人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針

AI事業者ガイドライン

行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドライン

地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン

Chief AI Officer 設置・AIガバナンス実務マニュアル（AISI事務局）

Chief AI Officer ガイドブック（AISI事務局）

本市ドキュメント

大阪市AI活用基本方針

大阪市生成AI利用ガイドライン

Re-Design おおさか ～大阪市DX戦略～

Re-Design おおさか ～大阪市DX戦略アクションプラン～

大阪市情報システム企画・導入ガイドライン

大阪市情報システム等の整備及び運用に関する規程（大阪市例規データベースに掲載）

大阪市情報システム等の整備及び運用に関する規程の施行に関する実施要領

大阪市DXの推進に関する規程（大阪市例規データベースに掲載）

「大阪市DXの推進に関する規程」の施行に関する実施要領

大阪市情報セキュリティ管理規程（大阪市例規データベースに掲載）

大阪市情報セキュリティ対策基準

大阪市データ保護管理要綱

(3) 質問事項の受付及び回答

ア 受付期間

公募開始日から令和8年6月9日午後5時30分まで

イ 質問方法

別紙4「質問書」に必要事項を記載のうえ、電子メールにより、件名を「質問：令和8年度大阪市におけるAIアセスメント手法及び運用設計支援業務委託」として、担当（9に同じ。）あて送信のうえ、電話で受信確認を行うこと。

ウ 回答方法

大阪市デジタル統括室ホームページ「デジタル統括室入札・契約のお知らせ」の当該公告本文内に掲載する。

エ 掲載期間

令和8年6月19日から令和8年8月17日まで

(4) 企画提案書・見積書の作成及び提出

企画提案書及び見積書の作成並びに提出については、下記のとおりとする

- ア 企画提案書及び見積書の作成
別紙5「企画提案書作成要領」に基づき作成すること。
- イ 受付期間
令和8年6月30日午前9時から令和8年7月6日午後5時30分まで
- ウ 提出方法
郵便等又は持参により、担当（9に同じ。）あて受付期間内に必着のこと。
 - ・郵便等による提出は、書留郵便等送付の記録が残る方法によること。
 - ・持参による提出は、休日を除く午前9時から午後5時30分までの間（午後0時15分から午後1時までの間を除く。）とする。
 - ・別紙5「企画提案書作成要領」で定める提出書類以外の資料（補足資料等）が提出された場合は、当該資料は企画提案の対象外とし受理しない。受付後であっても、当該当該資料については提案者に確認のうえで本市において速やかに廃棄する。
- エ 提出場所
担当（9に同じ。）。

7 選定に関する事項

(1) 選定方法

- ア 本企画提案の審査については、「令和8年度大阪市における AI アセスメント手法及び運用設計支援業務委託」の実施にかかる公募型プロポーザル方式事業者選定会議が行い、その意見を受けて選定する。
- イ 選定委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。

(2) プレゼンテーション

- 次のとおりプレゼンテーションを予定しているので、企画提案書の内容について説明し、企画提案書に基づく本市からの質問に回答を行うこと。
プレゼンテーションの実施要否については企画提案書の内容等により決定するが、参加事業者は実施の有無を問わず準備しておくこと。
実施する場合は令和8年7月9日から順次、書面等により日時、場所を連絡するので、必ず連絡が取れるようにしておくこと。
 - ア 実施日時：令和8年7月21日の午後1時から午後5時30分までの間の本市が指定する時間を予定している。ただし、指定した時間でのヒアリングが困難な場合は、本市と十分に調整を行い対応すること。
 - イ 実施場所：大阪市役所内会議室（詳細は実施日時とあわせて通知する）
 - ウ 留意事項
 - ・プレゼンテーションの実施時間は、1事業者約20分（企画提案書の説明10分、質疑応答10分）を予定している。
 - ・プレゼンテーション内容及び議事について、正確に記録するため録音又は録画を行う場合がある。
- ※審査日程、実施方法は変更する場合がある。詳細は実施日時とあわせて通知する。

(3) 審査基準及び審査方法

別紙6「審査基準及び審査方法」のとおり

(4) 失格事由

- 次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。
- ア 選定委員及び本市職員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(5) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に電子メールにより書面で通知す

る。また、本市ホームページに後日掲載する。

8 その他

- (1) 提出された書類に虚偽の申請があった場合は、無効とする。また、参加申請必要書類を提出後から契約締結までの期間において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合についても無効とする。
- (2) 全ての申請書類の作成・提出に要する経費は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提出された書類は、審査及び業者選定の用以外に、参加者に無断で他に使用しない。(ただし、大阪市情報公開条例(平成13年大阪市条例第3号)に基づく公開を除く。)
- (5) 提出された書類は、大阪市情報公開条例(平成13年大阪市条例第3号)に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。
- (6) 企画提案書の提出は、1者1案のみとする。
- (7) 提出期限(令和8年7月6日午後5時30分まで)後の企画提案書等の提出、差替は認めない。
- (8) 本市より提供した資料及びその他知り得たすべての情報について、本市の許可なく他の者へ漏らしてはならない。
- (9) 事務所所在地など申請内容等に変更が生じた場合は速やかに報告すること。
- (10) 契約の締結は、受注者決定後速やかに行うものとする。ただし、採用された提案について、必要に応じて内容を変更する場合がある。
- (11) 企画提案書の受付期間に応募がなかった場合は、募集を中止する。なお、1者のみの応募となった場合は事業者選定手続きを行うものとする。

9 担当(提出先、問い合わせ先)

大阪市デジタル統括室戦略担当データマネジメントG(青木)
大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所地下2階
電話番号:06-6208-7664
E-mail: bb0011@city.osaka.lg.jp